

第3回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和4年6月9日(木) 10:00~10:50

2. 開催場所 役場本庁2階 庁議室

3. 出席委員 (14名)

早川 忠博 会長	友清 茂利 委員
平山 正和 会長代理	上野 弘 委員
山本 容子 委員	松本 一彦 委員 (欠席)
伊藤 幸市 委員	川波 邦臣 委員
村井 辰男 委員	内堀 誠 委員
高倉 博行 委員	平田 英司 委員
行武 太恵子 委員 (欠席)	平山 忠志 委員 (欠席)
内藤 茂正 委員	有田 和豊 委員
山下 英次 委員 (欠席)	倉掛 誠 委員
井上 治康 委員 (欠席)	

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和4年6月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地の転用に係る届出書について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

上野 弘 委員、 川波 邦臣 委員

7. 事務局出席者

事務局長 堀内 明、 係長 徳永 理恵、 真鍋 翔太

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和4年度第3回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 なお、6番行武委員、8番山下委員、9番井上委員、12番松本委員と16番平山委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は定員19名中14名で過半数を超えておりますので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会長	議事録署名人の指名をいたします。11番 上野委員と13番 川波委員に申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。 (報告第1号 番号1～番号7を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ、委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。 (報告第2号 番号1～番号3を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。

議 長	<p>報告第 2 号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第 2 号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第 2 号は承認されたものとして次にまいります。 議案第 1 号 令和 4 年 6 月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 4 ページをお開きください。 議案第 1 号 令和 4 年 6 月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付、会長名でございます。</p> <p>(議案第 1 号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 1 号 令和 4 年 6 月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第 1 号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 1 号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 2 号 農地の転用に係る届出書についての番号 1 について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書 8 ページをお開きください。 議案第 2 号 農地の転用に係る届出書について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地の転用に係る届出書が提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号 1 を読み上げる)</p> <p>引き続き補足説明をいたします。別紙の配置図の 4 ページをご覧ください。 届出者は、主に中牟田地区において 5.5 ha を耕作しており、すでにこの申請地に、苗箱など農業資材置場として利用している農業用倉庫を 2 棟設置している状況です。 農地法についての理解が十分でなかったため、無断転用していることについて、今回、始末書つきの申請となっております。 なお、農地法施行規則第 32 条第 1 項第 1 号の農地の転用の制限の例外により、申請地は 200 m²未満の敷地で農業用施設への転用であることから、転用許可不要として農業委員会の承認を求めるものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>議案第 2 号 農地の転用に係る届出書についての番号 1 について、事務局の説明が終わりま</p>

	<p>した。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開きください。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求め。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、10ページの調査書の番号1をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 次に、農地法3条の許可申請で譲受人が町外者の場合には、譲受人本人より直接、営農計画等の説明を求めています。本日総会にお呼びしております。 『申請人』の入室をお願いします。</p> <p>(入室後に)</p>
議 長	<p>それでは、農地取得後の営農計画について、本人より、ご説明をお願いします。</p>
申請人	<p>町外で白ネギとナスを生産していて、申請地でも白ネギを作る予定です。荒れて木の生えていた農地になりますので、まずは1年ほどかけて土作りを行いたいと考えています。</p>
議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 〇〇様、ご説明ありがとうございました。退室をお願いします。</p> <p>(退室後に)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p>
	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。不動産を営む譲受人は、申請地を造成し宅地として販売する計画です。区画は3区画、1区画63～84坪を計画しています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>通常、農地法において造成のみの転用は認められておりませんが、用途地域内の農地で宅建業の許可を持つものの転用であれば例外的に可能となっております。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
3 番	<p>周囲が宅地となっている農地ですので、特に問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。町外在住の譲受人は、申請地に自己の住宅を建築し、転入する計画です。建物としましては、木造平屋建て、建築面積155.79㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、上下水管の埋設された東側道路に接しており、500m以内に学校と病院があることから第3種農地と判断します。</p>

	<p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号2について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
15番	<p>特にありません</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。建築業を営む譲受人は、申請地に1区画当たりおよそ300㎡の建築条件付売買予定地を6区画造成する計画です。申請地は、道路より低いため30cmほどの盛土を行い、道路側溝に雨水を放流する計画です。</p> <p>尚、建築条件付売買予定地ですので、土地購入者が3か月以内に建築契約を締結しない場合には、土地の売買契約が無効となり、新たに購入者を探すか譲受人自身が建売住宅を建築し販売しなければなりません。上下水道については、公共の上下水道に接続します。尚、他の法令の許可等については、ありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3について、事務局の説明が終わりました。こちらは以前の総会で承認をされていた案件であり、その際に担当委員からの追加説明はなされていますので、委員からの報告は割愛させていただきます。</p> <p>それでは、事務局説明等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>

議 長	<p>議案第4号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号4を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。借家住まいの譲受人は、現在の住居では手狭となったため、申請地を借り受けて自己の住宅を建築する計画となっています。建物としては、木造2階建て、建築面積73.23㎡の住宅を建設される計画となっています。</p> <p>現地確認に行かれた方はお分かりかと思いますが、今回の申請地の一部を隣にある宅地への進入路としてすでに使用されており、農地法についての理解が十分でなかったため、無断転用していることについて、始末書つきの申請となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号4について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
4 番	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください。 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。 理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求めます。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 井上委員、伊藤委員 場所につきましては、別紙の位置図、19ページをご覧ください。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>

	<p>あっせん委員 上野委員、内堀委員 場所につきましては、別紙の位置図、20ページをご覧ください。 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p>
14番	<p>それでは、ご質問はありませんか。</p>
事務局	<p>申し出について、希望価格などはあるのでしょうか。</p>
7番	<p>番号1については相手方がもう決まっております。番号2についてはまだ相手方が決まっておらず、遊休農地となっていた農地を整備して今回の申し出をされています。整備費用もかかっていますので、あっせんでの平均程度の価格で売買出来れば、とお話されてありました。</p>
事務局	<p>ここは農振農用地ということですか。</p>
議 長	<p>はい、農振農用地です。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第5号は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これをもちまして、第3回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">10:50 終了</p>